

2025 年 4 月 3 日
東北経済産業局

米国の自動車に対する追加関税措置の発効等を受けて 特別相談窓口を設置します

東北経済産業局では、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業を対象に、4 月 3 日から「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置します。なお、経済産業省より、資金繰り支援等に関する当面の対応策が発表されています。

1. 当局の特別相談窓口

東北経済産業局 地域経済部 製造産業課

住所：宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 3 階

電話：022-221-4803

受付時間：平日 9 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 00 分

設置期間：2025 年 4 月 3 日（木曜日）から当面の間

2. その他の特別相談窓口

東北地域においては、当局の他、以下の機関にも窓口が設置されています。詳しくは、経済産業省ホームページを御確認ください。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構東北本部

3. 参考

経済産業省では、米国の自動車関税の引上げ等の影響を受ける企業の支援に万全を期すため、資金繰り支援等に関する当面の対応策を発表しています。

詳細については、[経済産業省プレスリリース](#)及び参考資料を御確認ください。

（本発表資料のお問合せ先）

東北経済産業局地域経済部製造産業課長 百目鬼 行弘

担当者：六沢、高坂、澤谷

電話：022-221-4803（直通）